

津山市小中学校の将来構想について

(提言書)

令和4年9月30日

津山市小中学校の将来構想検討委員会

＜ 目 次 ＞

	ページ
はじめに	1
第Ⅰ章 津山市の目指す教育について	
1 津山市の教育に求められるもの	2
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	2
(2) 家族形態の変化	2
(3) 津山市教育の基本理念・基本目標	2
2 津山市の義務教育の状況と課題	3
(1) 児童・生徒数の減少	3
(2) 確かな学力の育成	3
(3) 自己肯定感の醸成	4
(4) 不登校の児童生徒への対応	5
(5) 地域に開かれた教育	5
(6) 学区との関わり	5
第Ⅱ章 魅力ある学校づくり	
1 基本的な考え方	6
2 魅力ある学校づくりの視点	6
(1) つながり学び合う学校づくり	6
(2) 小中連携による学校づくり	7
(3) 地域とともにある学校づくり	8
第Ⅲ章 津山市の目指す学校教育を実現するための体制整備の方策	
1 基本的な考え方	9
2 体制整備の類型等について	9
(1) 体制整備の類型のメリット・デメリット	9
①過小規模校（複式学級）	9
②近隣小学校との統合	11
③小中一貫型小学校・中学校	13
④義務教育学校	15
(2) その他関連する事項（学区について）	18
3 体制整備の方策の検討	19
おわりに	22
参考（1）津山市小中学校の将来構想検討委員会 委員名簿	23
参考（2）令和3～4年度津山市小中学校の将来構想検討委員会 審議の経過	24
参考（3）用語解説	25
資料編	

はじめに

近年、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展など、我が国の社会情勢はますます複雑化・多様化しており、こうした社会の変化は、子どもたちの生活や学びに少なからぬ影響を及ぼしています。

津山市においても児童生徒数の減少による学校の小規模化が進み、この傾向が継続することが見込まれています。小規模な学校は、教員と児童生徒との交流が深まり、一人一人に目が届きやすい反面、協働的な学びが困難になるなど教育上の様々な課題が指摘されており、児童生徒の資質・能力を育むための望ましい教育環境や体制整備について検討することが必要となっています。

このことから、津山市小中学校の将来構想検討委員会は、より充実した学校教育の実現を図ることを目的として令和3年7月に設置されました。本会では、平成22年6月に策定された「津山市立学校の適正な規模や配置等に関する基本方針」や津山市小・中学校の状況、課題を踏まえ、今後の津山市の学校教育のあり方、魅力ある学校づくりの方策、学校教育の体制整備の方策等について、7回にわたる慎重な議論を重ねてきました。

ここに、津山市の魅力ある学校づくりの体制整備の方策等について、「津山市小中学校の将来構想に関する提言書」を取りまとめましたので、津山市教育委員会へ提出いたします。

第 I 章 津山市の目指す教育について

1 津山市の教育に求められるもの

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

津山市では人口の減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27年には81,775人と、平成27年の103,746人から21,971人、およそ21.2%減少する見通しである（資料1）。また、少子高齢化の進展により、総人口に占める65歳以上の老年人口の割合は、平成27年の28.8%から令和27年には36.7%となる一方、15歳未満の年少人口の割合は、平成27年の13.5%から令和27年には11.4%まで減少する見込みである。

(2) 家族形態の変化

国勢調査から津山市の家族類型別世帯の状況をみると、平成17年、22年、27年のいずれも核家族世帯の割合が半数以上を占めている（資料2）。家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操や他人に対する思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付ける上で重要な役割を果たすもので、教育の出発点であると考えられる。しかしながら、こうした家庭教育を行う上で少子高齢化の状況や核家族化等の常態化により、地域における周囲とのつながりが希薄化している状況は、大きな課題となっている。

(3) 津山市教育の基本理念・基本目標

教育を取り巻く社会情勢の変化を受け、市教育委員会では令和3年に教育理念や目指す教育の方向性を示した「津山市教育振興基本計画（第3期）」（以下、「基本計画」という。）を策定した（資料3）。基本計画においては、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代を力強く生きぬく子どもを育てるために、津山市教育の使命を、

- | |
|---|
| ①自らの将来（進路）を自らの力で切り拓くひとの育成
②ふるさとに誇りと愛着を持ち、自己肯定感を高め、地域や社会に貢献できるひとの育成 |
|---|

と定めた。

また、令和3年2月に策定された「津山市教育大綱」（資料4）を踏まえ、教育において目指す人間像については、

- | |
|---|
| ①自立 : 自己の将来を切り拓き、たくましく生きていけるひと
②つながり : 広い視野で人や地域とつながり、互いを認め合って生きていけるひと
③郷土愛 : ふるさとを愛し、津山人としての誇りを持って生きていけるひと |
|---|

としている。

これらの使命や目指す人間像を踏まえて、基本計画では、津山市教育の基本理念を「自立し、心豊かにたくましく『つなぐ力』を育む」として掲げており、その実現に向けて、子どもたち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばし、ふるさと津山への誇りと愛情を持ち、将来、社会や地域の中で活躍する人材を育む教育に取り組んでいくことで、人や地域、世界、歴史文化などとのつながりを大切にしながら、将来、社会や地域の発展に貢献できる津山人を育てることとしている。

こうした教育を実現すべく、基本計画にも示された、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図りながら学力向上を推進するためには、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることや、様々な人と関わり合う中で自分や他者の存在を認め合うこと、自分たちの活動が社会や地域につながっていくことなどが求められる。

2 津山市の義務教育の状況と課題

(1) 児童・生徒数の減少

津山市においては、人口減少に伴い、児童生徒数も減少傾向が続き、令和9年には7,150人となり、平成22年の9,413人と比較すると18年間でおよそ24%の減少となる見通しである(資料5)。

平成22年6月に策定された「津山市立学校の適正な規模や配置等に関する基本方針」(以下、「基本方針」という(資料6))では学校規模について、学習・指導面、児童生徒の生活面、学校運営面及び地域との連携面の4つの観点から、小学校は1学年が1学級から3学級(学校の単位で6学級から18学級)の範囲を、中学校は1学年が1学級から6学級(学校の単位で3学級から18学級)の範囲を「望ましい範囲」としている。

現在、津山市には小学校27校、中学校8校の合計35校があるが、令和4年度から9年度の入学児童数・全校児童数・学級数の推計によると、学級編制の基準において、令和4年度以降、毎年、複式学級(用語解説1)を有する過小規模校が出てくることで「望ましい範囲」の条件を満たさなくなる学校が増加すると予想される。

(2) 確かな学力の育成

津山市児童生徒の令和4年度全国及び岡山県学力調査の結果によれば、小学校3年生から5年生については、国語・算数では標準スコア(用語解説2)を上回っているものの、小学校6年生から中学校については、すべての学年・科目で標準スコアを下回っている(資料7)。

市内の各小・中学校における「学びのサイクル」（授業⇒家庭学習⇒確認テスト⇒補充学習のサイクル）等の確立と取組の徹底等により、学力は、特に小学校において改善傾向にはあるものの、年度によって、標準スコアを下回る学年や教科が変わるなど、学力の定着は不安定な状況である。

学年が上がるにつれて学力調査の成績が改善しない状況となっている原因の一つとして考えられるのは、小学校と中学校の間の指導方法・指導体制の違いも背景として考えられる。小学校では担任が多くの教科を受け持つ学級担任制であるが、中学校は教科ごとに担当教員が指導する教科担任制となっており、中学校では各教科の課題を学校全体で共有し、継続的に取り組みにくい状況が散見される。こうした小中学校の学校文化の違いを克服して小学校と中学校とで課題を共有するためにも、小中連携の取組の更なる強化が求められているところである。

一方、令和4年度全国及び岡山県学習状況調査からは、津山市の小・中学生はともに、読書時間において、「全く読まない」と回答した児童生徒の割合が、全国や県平均より高く、平日にテレビゲーム等（スマートフォンを含む）の時間が1日2時間以上の児童生徒の割合も小・中学校ともに全国や県平均と比べて高い傾向がある。また、家庭学習の時間についても、「1日当たり1時間未満」や「全くしない」という児童生徒の割合が高い傾向が見られる（資料8）。

これらの課題の背景には、特に、小・中学生ともに、スマートフォンの所持率の上昇や、動画視聴、ゲームの長時間利用の影響が考えられる。こうした課題への解決については、家庭の教育力も低下が叫ばれる中で、小・中学校間とともに、家庭とも連携した取組が求められる。

（3）自己肯定感の醸成

津山市においては、児童生徒が日々の特別活動や道徳授業の充実等を通して、自己肯定感や自己有用感を得られるように努めているが、令和4年度学習状況調査の結果から「自分には良いところがあると思う」との設問についての津山市の児童生徒の肯定的な評価の割合は、全国や県平均より低い状況である。

近年、子どもの数の減少とともに、子ども同士の人間関係が固定化されやすくなり、学校生活や地域において、遊びや集団生活を通して、様々な人と触れ合うことや、多様な人との関わりの中で、自分の気持ちを伝えたり、自分の気持ちを整理したりする力の基礎を養う機会が少なくなっている面があることは否めない。

また、小規模校では、クラス替えが行われなため、ほぼ同じ学習集団で長い期間を過ごすことから、自分の良さや変化に気付きにくい状況もある。学級のルールや児童生徒の中の価値観が固定化されがちになり、多様なものの見方や考え方を学んだり、児童生徒自らが新しいルールや学級文化、人間関係を作り上げたりする機会が少なくなっている。

(4) 不登校の児童生徒への対応

近年、津山市における不登校児童生徒の令和2年度の出現率は、小学校1.08（全国1.00、岡山県0.94）、中学校2.85（全国4.09、岡山県3.25）（資料9）であり、各学校に心理や福祉の専門家を教育支援アドバイザーとして派遣したり、不登校の状況に応じて登校支援員を配置したりするなど、欠席が続く児童生徒への対応を行っている状況である。不登校となる背景の一つとして小学校から中学校への進学時に、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、様々な生徒指導上の諸問題につながる「中1ギャップ」（用語解説3）が考えられる。

中1ギャップの要因としては、小・中学校間の指導体制や教員の指導等の違いや、少子化により人間関係における多様な経験が不足し、学校生活への適応力も低下していることが指摘されている。小・中学校間の違いが、特に、生活・学習習慣が定着していない生徒には大きな段差となり、不適応を生じやすい実態がある。

(5) 地域に開かれた教育

地域コミュニティのつながりが弱くなりつつあることや、世帯の形態の多様化、世帯当たりの子どもの数の減少といった背景の中で、家庭や地域における子どもへの教育力が弱まっているとの指摘がある。

こうした状況に伴い、学校を巡る課題が複雑化・困難化している状況は、津山市においても例外ではなく、学校は子どもの学びの場のみならず、地域コミュニティの核として「地域とともにある学校づくり」を推進することが求められる。

(6) 学区との関わり

津山市では、長い歴史の中で、旧町村を編入し、紆余曲折を経て、小学校や中学校の統合や再編整備が行われてきた。人口増加に伴って小学校を新設するにあたり、学校規模や通学距離を優先して学区を策定したことにより、適正規模を維持することはできたが、町内会の中に学区の境界線が引かれ、同じ町内会の児童が別々の小学校に進学する状況を作り出すこととなった（資料10）。同様に中学校の新設にあたっても小学校区の中に中学校の学区の境界線が引かれたため、同じ小学校の児童が、中学校の進学時に複数の中学校に分散する状況もあり、小学校から中学校へのスムーズな接続や中学校ブロック単位での取組の障害となることもある。

また、同じ小学校の児童が、中学校への進学時に、複数の中学校に分散する状況や、同じ町内会の児童生徒が別々の小・中学校に進学している状況を解消することは、今後に向けての課題とすべきである。

第Ⅱ章 魅力ある学校づくり

1 基本的な考え方

第Ⅰ章に示す津山市の教育課題の解決を図り、目指す人間像に迫る教育を実現するためには、児童生徒が、多様な考えに触れ、お互いを認め、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていけるように、各学校の特色を生かしつつ学校教育を推進していくことが求められる。

こうした考え方は、令和3年1月中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（以下、「中教審答申」という。）においても示されている。中教審答申では、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、個に応じた指導の充実を図る「個別最適な学び」とともに、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を示しており、それぞれの学びを一体的に充実させて「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。

本章では、今後求められる子どもたちの学びを保障し、津山市が掲げる基本理念・基本目標を目指すための「魅力ある学校づくり」の3つの視点を示す。

2 魅力ある学校づくりの視点

(1) つながり学び合う学校づくり

豊かな人間関係を育み、自己肯定感を醸成するには、自己表現や自他を意識できる機会が必要である。そのためには、多様な考えを持つ子どもたちが、体験を通して学び合う機会が増え、他者と学び合いができる学校が望ましい。

魅力ある学校づくりとして、子どもたちが生き生きと学習活動に向かい、着実に力をつけている学校は、「協働的な学びのある授業を展開している学校」、「児童生徒と教員との関係が良い学校」、「地域の力が活かされている学校」といった共通点がある。津山市の教育が目指す人間像にある、「広い視野で人や地域とつながり、互いを認め合って生きていけるひと」を育むために、人や地域とのつながりを踏まえた学び合いの場をいかに確保していくかが重要な視点となる。

また、学校内にとどまらず、近隣や遠隔の他校や各種団体、企業、施設などと積極的に連携し、学校からの情報発信や外部機関と連携した学びを実現するなど、多様な学習機会を確保することも重要である。

こうした状況から、様々な人と関わり学び合うことを通して、自分や他者の存在を認め合うことや、自分たちの活動によって社会や地域をつくっていくことに貢献できるような実感を持つことで、児童生徒が自己有用感や自信を持って、主体的に学べる場や機会を確保していくことが求められる。

さらに、現在、学校では、GIGAスクール構想のもと児童生徒1人に1台端末を配置しており、学校という枠を超えた学び合いを現実するためのツールとしての活用が期待できる。中教審答申に示された個別最適化された学びや、協働的な学びを実現するためにも、教職員や児童生徒がICTスキルを高めつつ、コミュニケーションツールとして積極的にICT活用を行い、つながり学び合うことが重要である。

こうしたICT活用によるオンライン等の手段は、不登校の児童生徒への対応や、小規模化する学校同士で、児童生徒がつながる手段としても有効である。

(2) 小中連携による学校づくり

第I章で述べたように、特に小・中学校の接続の観点から不登校等を含む中1ギャップの緩和、児童生徒の学力向上、小・中学校の学校文化の違いを乗り越えた教員同士の指導観・教育観の共有のためには、小学校と中学校との連携がより重要となる。

津山市においては、これまでも小学校高学年で教科担任制を導入するとともに、各中学校ブロックにおいて学力向上、生徒指導、特別支援教育についての小・中学校が連携した取組（小中連携事業）を推進し、学びの連続性を確保する取組が行われている。特に、小学校の学級担任制と中学校の教科担任制という指導形態の違いは学習環境の大きな変化につながることから、小学校高学年で教科担任制を積極的に推進し、小・中学校のスムーズな接続を図っている。

今後とも、児童生徒の理解のもと、子どもたちが感じているギャップの実態を明らかにした上で、小中連携による各中学校区での取組の目的や実践内容を明確にして共有し、中学校区全体で取り組むことにより、小中連携の成果を上げることが重要である。学校規模に関わらず、小中連携による学校づくりをより一層進めていくことは、魅力ある学校づくりにつながる重要な視点である。また、学校と家庭・地域が小中連携教育について共通の理解を得ることによって、連携しながら学習規律及び学習習慣の定着を図ることで、児童・生徒の学力向上、心の教育の充実を図ることが大切である。

さらに、小中連携の取組を推進するための体制をより一層進めるためには、小中一貫型小学校・中学校化や義務教育学校化を行い（用語解説4、5）、小中一貫教育（用語解説6）を実施していくことも考えられる。

(3) 地域とともにある学校づくり

少子化・核家族化により、児童生徒の人間関係が固定化・希薄化しやすい状況となっている。また、地域コミュニティのつながりが弱くなりつつあることにより、地域における教育の受け皿の維持が難しくなっている。

これからの子どもたちに、地域への愛着や誇り、地域課題を解決していく力を育てていくためには、地域ぐるみで子どもたちの小・中学校9年間の学びを支える仕組みが必要である。また、地域は実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子どもたちの学びを豊かにしていく役割を果たすことが期待される。こうした学びは、ふるさと津山を愛し、郷土の発展に貢献できる人材の育成に極めて有効であると考えられる。

以上のような状況において、津山市では、コミュニティ・スクール（用語解説7）の導入が計画的に進められており、既に中学生が公民館で小学生に勉強を教えたり、地域で花いっぱい運動に取り組んだりするなど、その活動の場が広がっている。

今後は、全ての学校において、地域や保護者等が学校運営に参画することで、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていく必要がある。コミュニティ・スクールでは、地域の関係者を中心に委員が選ばれているが、今後は企業の関係者や様々な分野での専門家など幅広く人選を行うことで新たな視点が加わり、地域社会が全体で教育的機能を果たすことが期待される。

第三章 津山市の目指す学校教育を実現するための体制整備の方策

1 基本的な考え方

第Ⅰ章、第Ⅱ章で述べたように、津山市の目指す教育、魅力ある学校づくりの方策を踏まえて、「多様な他者との関わりの中での学び合い」や「小中連携の充実」、「地域とともにある学校づくり」が魅力ある学校づくりを進める上での重要な視点であり、これらを実現するための体制整備の方策を検討しなければならない。

体制整備を検討するにあたっては、基本方針に示す「望ましい学級の範囲」を踏まえ、中学校の生徒数の将来推計から、過小規模校（複式学級）となる中学校が発生する可能性は低く、今後も「望ましい学級の範囲」が継続する見通しであること、第Ⅱ章で述べた中学校区全体で取り組むことにより、小中連携の成果を上げることが重要であることから、以下の2つのことを前提とした上で魅力ある学校づくりのための体制整備の方策を示す。

- ① 子どもたちの学びに与える影響を最優先に考えて進めていくこと。
- ② 地域の特性に配慮しつつ、津山市内の中学校区を単位として検討を行うこと。

これらを踏まえて、津山市の目指す教育を実現していくための具体的な体制整備の方策を検討する上で、次の①から④の4つの類型を整理し、それぞれのメリット・デメリットを挙げた上で、各地域における体制整備の方策を検討する際の考え方を示す。

- 類型① 過小規模校（複式学級）
- 類型② 近隣小学校との統合
- 類型③ 小中一貫型小学校・中学校
- 類型④ 義務教育学校

2 体制整備の類型等について

体制整備の類型について、学習・指導面、児童生徒の生活面、学校運営面及び地域との連携面の4つの観点から主なメリット・デメリットとなる項目を挙げる。

(1) 体制整備の類型のメリット・デメリット（資料11）

① 過小規模校（複式学級）

過小規模校（複式学級）の学習指導については、同じ教室で2学年の学習を同時に進める、いわゆる「わたり方式」と言われる方法と、上学年と下学年が同じ単元内容を2年間の単位で学習する、いわゆる「AB年度方式」と言われる方法がある。

津山市の小学校にも、児童数減少の中で、令和4年度から過小規模校（複式学級）が存在し、今後、複数の学校が過小規模校（複式学級）となることが明らかとなっている。過小規模校（複式学級）について考えられるメリットとデメリットは以下の通りである。

<メリット>

(学習・指導面)

- ・児童の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・学校行事等において、児童一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。
- ・異学年交流による学習が促進される。
- ・間接指導を通して自己教育力が育つ。

(児童の生活面)

- ・児童相互の人間関係が深まりやすい。異学年間の縦の交流が生まれやすい。
- ・多人数集団になじみにくい児童には適応しやすい場合がある。
- ・上学年のリーダーシップと下学年の向上心が高まる。
- ・コミュニケーション力、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する力が向上する。

(学校運営面)

- ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。
- ・学校が一体となって活動しやすい。
- ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。

(地域との連携面)

- ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。

<デメリット>

(学習・指導面)

- ・集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる。
- ・児童数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
- ・中1ギャップや小中連携の保障などが、現状のままになる可能性がある。

(児童の生活面)

- ・クラス替えが困難であることなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。

(学校運営面)

- ・学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。
- ・教職員数が少ないため、学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談や研究、協力、切磋琢磨等が行いにくい。一人に複数の校務分掌が集中しやすい。
- ・教職員1人当たりの出張等の校外業務の回数が多くなり、管理職が授業に入ることが多い。
- ・小規模化が進むと、教頭、養護教諭、事務職員等の未配置が生じる。
- ・施設は現状のまま維持されるが、児童1人当たりの維持費が大きくなる。施設の老朽化により改修が必要となった場合、補助金制度が活用できない場合があり、津山市の財政負担が増す可能性がある。
- ・複式学級を解消する場合は、市独自の市費負担が生ずるため、財政負担が大きい。

② 近隣小学校との統合

単独では過小規模校（複式学級）になる小学校において、隣接する小学校と統合することにより、適正な規模が維持できる。近隣小学校の統合の方法については地域の実情に応じて様々なケースが考えられる。

津山市においては、平成26年4月に津山市立阿波小学校が津山市立加茂小学校と統合し、現在の加茂小学校となった事例がある。

<メリット>

(学習・指導面)

- ・児童数が増えることで、学習指導面や学校行事などの集団活動において、これまで以上に、学び合いの場の工夫やグループ編成のあり方の工夫などが可能となる。
- ・授業等で多様な意見に触れ、協力や切磋琢磨する活動を通じて個々の資質や能力を伸ばすことができる。

(児童の生活面)

- ・一定の規模の児童集団を確保でき、友人関係が広がる。
- ・毎年度、クラス替えを契機として児童生徒が学校、学級生活に意欲を新たにすることができる。

(学校運営面)

- ・児童にとっては、地理的・地域的に統合後のイメージや人間関係等の見通しが持て、広範囲な統合に比べ不安が少ない。
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導や、学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- ・児童同士の人間関係や児童と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- ・施設建設等が必要になった場合、補助金制度を活用できる可能性がある。

(地域との連携面)

- ・近隣小学校の統合は、学校同士の連携や子どもたちの間で交流の機会があり、新たな人間関係づくりへの不安や抵抗が少ない。

<デメリット>

(学習・指導面)

- ・中1ギャップや小中連携の保障などが、現状のままになる可能性がある。

(児童の生活面)

- ・通学距離が遠距離となったり、通学班や地区児童会の単位が広がることで大人の目が届きにくい。

(学校運営面)

- ・施設一体化に伴い、施設の新設・増築が必要となった場合、多額の費用が掛かる。ただし、補助制度に該当する場合がある。

(地域との連携面)

- ・近隣地域の学校の統廃合は、全国的な事例からも、地域での大きな議論となる場合がある。とりわけ歴史の古い小学校の場合は、地域社会の歴史や風俗、文化等との強い結びつきを持っていることが多く、一体感の醸成には時間を要する場合がある。
- ・学区が広域になることで地域の一体感を維持する努力が必要である。

③ 小中一貫型小学校・中学校

小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校は、どちらも小中一貫教育校であり、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、児童生徒の個性に応じて、系統性・連続性を意識した教育課程の作成が可能となる。

また、教育課程上の特例を設置者の判断で実施可能であるため、一貫教育の軸となる新教科等の創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替えなどの工夫も柔軟に行うことができる。

小中一貫型小学校・中学校は、運用上一つの組織として教育活動を行っているが、基本的には小学校と中学校が別の組織であり、校長も小・中学校それぞれに配置される。また、教職員定数も小学校と中学校のそれぞれの学級数に応じた定数となる。

ただし、複数の小学校と1つの中学校の組み合わせの場合は、統合された小学校の学級数等の規模に応じて定数を決めることとしている。また、過疎地域等の少人数の小学校では、隣接する中学校と校舎や体育館、敷地等を共用する一体型の学校を選択し、行事等を小・中学校合同で実施する場合もみられる。また、現校舎等の施設を活かした分離型の小中一貫教育を実施する学校や地域もある。

<メリット>

(学習・指導面)

- ・9年間の学校教育目標で児童生徒の個性に応じた、系統性・連続性を意図した教育課程が可能となる。また、教育課程上の特例が認められ、一貫教育の軸となる新教科等の創設や学年・学校段階間での指導内容の入れ替えなどの工夫も柔軟に行うことができる。
- ・異学年交流による学習が促進される。

(児童生徒の生活面)

- ・小・中学校9年間を見通した系統的教育が展開できるとともに学習内容についての質や量、授業の進め方、学校生活のルール等の差異による「中1ギャップ」の解消や中学校進学への不安の緩和につながる。特に、中1ギャップに起因した不登校の対策に効果を上げている。
- ・教員が同じ児童生徒を長い期間で見守れるのは、対応力向上にもつながり、児童生徒にとっても安心感が増す。小・中学校の合同イベントを実施しやすくなる。
- ・小学生が中学生にあこがれ、中学生が小学生への思いやりが育まれる。
- ・実情によっては、5、6年生からの部活動参加による技術向上が可能となる。

(学校運営面)

- ・積極的な異学年交流や教科担任による指導と多面的な評価、校務分掌の統合・整理等、効果的な取組例も見られ、児童生徒だけでなく、学校運営上一定の効果が期待できる。
- ・地域と連携したキャリア教育や地域学習等を9年間のダイナミックな活動に仕立てることが可能である。
- ・施設建設等に補助金制度がある。また、施設分離型（用語解説8）の場合は、当分の間新たな施設費は必要としない。ただし、老朽化により施設改修等が必要となる場合がある。

<デメリット>

(学習・指導面)

- ・教職員にとっては、指導する学年の幅が増えることにより、情報共有や打ち合わせをする時間や機会が増加し、教職員の負担感・多忙感等につながる可能性がある。

(児童生徒の生活面)

- ・9年間の長い学校生活で、友達関係での悩みや転出入の個別対応への配慮が必要となる。
- ・思春期に入る中学生の言動が、場合によっては、小学生に悪影響を及ぼすことが心配される。
- ・小学校高学年の時期のリーダーシップや自主性を養う機会が減る。
- ・複数小学校の統合により校区が大きくなった場合には、通学が遠距離になることで、バス通学などで低学年等にとって負担となる可能性がある。

(学校運営面)

- ・体育館や運動場、プールなどの施設設備が1つの場合はスケジュールの調整が難しく、利用頻度が減ってしまう可能性がある。
- ・施設一体化に伴い、新設・増築が必要となった場合、多額の費用が掛かる。ただし、補助制度に該当する場合がある。
- ・小・中学校で教職員組織が異なるため一体的な組織マネジメントが必要となり、情報共有や合意形成に時間がかかる。小中合同行事の運営など、教員の多忙が危惧される。

(地域との連携面)

- ・近隣地域の学校の統廃合は、全国的な事例からも、地域での大きな議論となる場合がある。とりわけ歴史の古い小学校の場合は、地域社会の歴史や風俗、文化等との強い結びつきを持っていることが多く、一体感の醸成には時間を要する場合がある。
- ・学区が広域になることで地域の一体感を維持する努力が必要である。

④ 義務教育学校

義務教育学校は、平成28年に学校教育法改正によって制度化された学校種で、学校教育法に示されている「一条校」である。小学校と中学校を運用上一つの組織として教育活動を行うとともに、1人の校長、1つの教職員組織とし、教員は原則、小中免許を併有することとしているが、当面の間は、小学校教員免許で前期課程、中学校教員免許で後期課程を指導可能としている。

教職員定数については、例えば、1つの小学校と1つの中学校が統合された場合は、統合前の小学校と中学校のそれぞれの学級数に応じた定数となり、教員定数は同じとする方向で進めている。ただし、複数の小学校と1つの中学校が統合された場合は、統合された小学校の学級数等の規模に応じて定数を定めることとしている。

なお、基本的に、義務教育学校は、③小中一貫型小・中学校と同じ小中一貫教育であるためメリット・デメリットは同様の内容があげられる。

<メリット>

(学習・指導面) (児童生徒の生活面)

- ・一人の校長、一つの教職員組織とするなど完全に小・中学校を一体とした学校であり、小中連携の効果は4つの類型の中で最も期待できる。

(学校運営面)

- ・教員組織が1つであることから、9年間の義務教育を6-3制以外に、4-3-2制、5-4制とすることも可能であり、より特色のある取組が独自で実施できる。

<デメリット>

(児童生徒の生活面)

- ・施設一体型(用語解説8)の義務教育学校では通学距離は、小学生でも中学生と同じく6km以内と遠距離になることで、バス通学などで低学年等にとって負担となる可能性がある。
- ・小学校の卒業式という区切りがなくなり、児童が成長を感じる機会が減少したり、中学校への新鮮さや、新たな学校への期待が乏しくなるとの声もある。

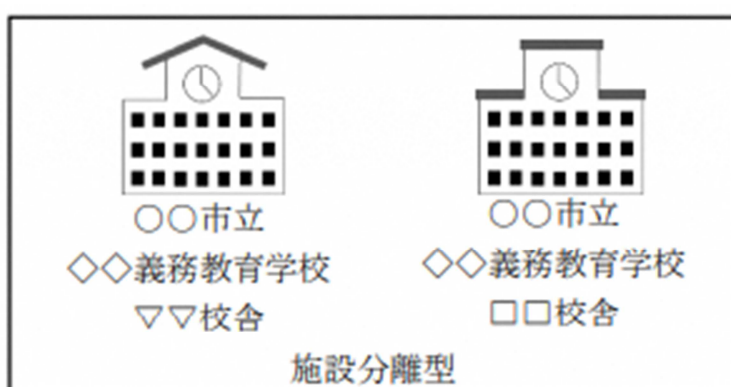
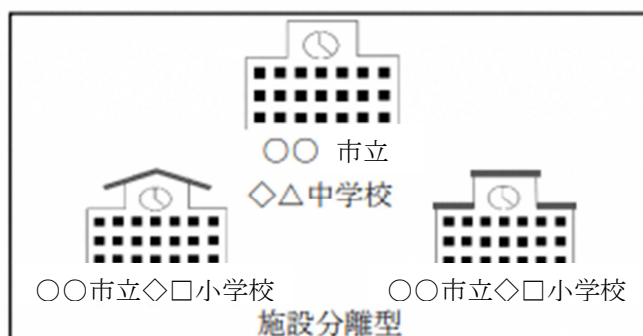
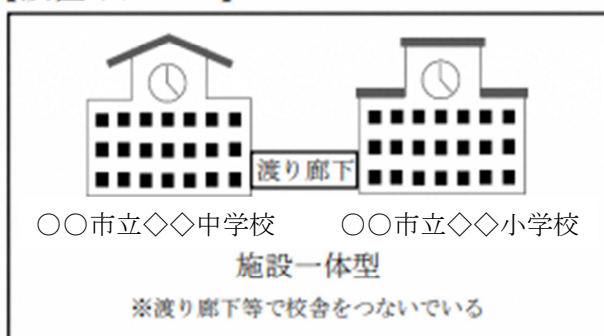
(学校運営面)

- ・小学校と中学校の両方の教員免許状が必要となり、教職員確保が困難になる。ただし、当面の間、暫定措置がある。

- ・施設一体型の義務教育学校では、学年数・学級数が増加することが考えられるため、一体化前の施設を利用しない場合、体育館や運動場、プールなどの学校施設の利用スケジュール調整が難しくなる可能性もある。

※③小中一貫型小・中学校及び④義務教育学校校における「施設分離型」について

【設置イメージ】



小中一貫教育の制度では、③小中一貫型小・中学校及び、④義務教育学校ともに、施設一体型・分離型を問わず設置が可能であり、分離型の場合は、校舎を別々の場所に置いたままで小中一貫教育を実施することもできる。

<メリット>

(児童生徒の生活面)

- ・児童生徒の通学が遠距離になることが避けられる。

(学校運営面)

- ・既存の校舎を維持したままで小・中学校を一貫教育校とすることができる。
- ・校舎を新築、増築する必要がなく、初期コストが低額で済む。
- ・体育館や校庭などの施設の割り振りがしやすい。
- ・教育課程、組織・運営、教員免許等の制度は一体型と同様である。

(地域との連携面)

- ・地域との関係が維持される。

<デメリット>

(児童生徒の生活面)

- ・児童生徒の異学年交流や教職員組織の一体化がしづらい。

(学校運営面)

- ・校舎が分散し、小・中学校の施設に距離があるため、児童生徒の異学年交流や教職員組織の一体化など小中一貫教育のメリットは相当程度減殺される可能性がある。
- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の学校行事や集団活動等において校地ごとの調整や移動に時間がかかるため児童生徒や教職員にとっても負担が大きくなる。
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習について、施設一体型と比べて準備や調整が難しく制約が生じる。
- ・一体型に比べ、施設が分離しているだけ、維持管理コストが高額になる可能性もあるとともに、施設老朽化により校舎等を改修する必要性が生じる。
- ・分離型の形態により小・中学校を一貫校にする場合には、ICTの効果的な活用等により児童生徒や教職員の交流機会を増やすなどの工夫が求められる。
- ・義務教育学校にあっては、校長1名のため、分離型の校地では、校長不在の時間が多くなり、様々な業務において即断が難しくなる場合がある。

(2) その他関連する事項（学区について）

第Ⅱ章で述べたように、津山市の小・中学校区について、同一の小学校の児童が、その居住地により、中学校へ進学するときに複数の中学校に分散してしまう状況や、1つの町内会に属する児童生徒が別々の小・中学校に通学する事案が発生している。

前者については、小中連携の観点から、その活動や取組を進めることが困難な要因になっており、後者については、学校と地域の一体的な活動を難しくする要因になっている。

こうしたことから、例えば、1つの小学校の児童が全員同じ中学校へ進学できるような学区、1つの町内会の児童生徒が全員同じ小・中学校に通学するような学区の再編については、今後の検討が必要となる課題である。

また、魅力ある学校や学校体制の整備を進める過程で、学区の弾力化や学校選択制等、学区制自体の見直しなどが必要となることも考えられる。

3 体制整備の方策の検討

それぞれの地域における体制整備の方策を検討する際の考え方を示すにあたり、本提言では、学校統合の是非については触れていない。今後、地域における学校や保護者、住民が一体となって、魅力ある学校や学校体制の整備について、十分な検討をしていくことが重要であると考えているためである。

本提言においては、そのよりどころとなるべく体制整備の方策の選択肢を示すこととしたい。

第Ⅰ章、第Ⅱ章で述べたとおり、津山市の目指す教育には「他者との学び合い」が不可欠であり、これを十分に実施していくには、学校が適正規模であることが望ましい。また、近年の児童生徒数の減少を受け、過小規模となる際には、その弊害をできる限り回避しなければならない。

津山市における学校の「過小規模」の定義を、基本方針において、小学校では5学級以下、中学校では2学級以下としている。この考え方によれば、学校規模において各学年で1学級を維持できず、複式学級が発生する際には、これに対応した体制整備の方策を検討することが必要となる。

過小規模校（複式学級）が発生する際の方策として考えられるのは次の4つである。

方策Ⅰ 過小規模校（複式学級）

方策Ⅱ 近隣小学校との統合

方策Ⅲ 中学校と複数の小学校の小中一貫型小学校・中学校化

方策Ⅳ 中学校と複数の小学校の義務教育学校化

どの方策を選択するかについては、平成27年1月に文部科学省がまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にあるとおり、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切である。

その際には、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合もあれば、地域の総力を挙げ、創意工夫により過小規模校（複式学級）のメリットを最大限活かした上で、デメリットの最小化を図りつつ、学校の存続を選択する場合も考えられ、いずれの選択も尊重されるべきものである。

まず、少人数指導のメリットを重視するなど小学校統合を選択せず、方策Ⅰの過小規模校（複式学級）を選択する場合には、一人一人へのきめ細かな指導が行いやすい小規模校のメリットを最大限に生かすとともに、ICTを活用した他校との交流など、過小規模校（複式学級）で不足しがちな社会性を涵養し、多様な考えに触れる機会を確保するなど、過小規模校（複式学級）のデメリットを緩和する必要がある。

次に、一定数の児童生徒数を確保して過小規模校（複式学級）のデメリットを直接的に回避するためには、小学校統合が必要になるが、その場合、上記方策Ⅱ～Ⅳの3つが選択肢として考えられる。

「他者との学び合い」を重視するのであれば、方策Ⅱの近隣小学校同士の統合が選択肢として考えられようが、いわゆる中1ギャップへの効果的な対応等の観点から、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の拡大を行い、社会性の育成や切磋琢磨する環境を整備するため、方策Ⅲの小中一貫型小学校・中学校や、方策Ⅳの義務教育学校を検討することも考えられる。

小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校とも、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成し、一貫教育に必要な独自教科を置くことができる点や指導内容の入れ替え・移行を行える点では違いはないが、義務教育学校は、一人の校長、一つの教職員組織となるなど完全に小・中学校を一体として統合するものである。

小中連携の効果は、義務教育学校が最も期待できるであろうが、大きな変化が生じる分、より時間をかけた丁寧な検討・準備も必要とされ、地域の実情に左右されることになると推測される。

なお、小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校には、施設一体型のほか、別々の校舎のまま運営する施設分離型の形態も考えられる。しかし、物理的な距離が離れている分、児童生徒の社会性の育成、切磋琢磨の効果が減殺することも考えられ、ICTの活用等により、児童生徒の交流の機会を確保するなど、デメリットの回避のための方策を検討することが必要と考えられる。

さらに、津山市においては、過小規模校（複式学級）が発生する際の対応のほか、第Ⅱ章で示したように、いわゆる中1ギャップや学力低下、小・中学校教員の教育文化の違い等の課題の解決策として、小学校と中学校の連携による学校づくりは、有効な方策のひとつとなると考えられる。

こうしたことから、児童生徒数の減少に伴う過小規模校（複式学級）が発生する場合だけでなく、学校規模にかかわらず、小中一貫教育による学校づくりを進めるため、次のような方策を検討することが考えられる。

方策Ⅴ 中学校と単独（または複数）の小学校との小中一貫型小学校・中学校化
方策Ⅵ 中学校と単独（または複数）の小学校との義務教育学校化

小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校を検討する場合のそれぞれの方策の考え方については、過小規模の回避のための体制整備において述べたことと同様である。

以上のように、津山市の目指す教育、魅力ある学校づくりのための体制整備として、①過小規模校（複式学級）が発生し、その対応策と位置づけられるものと、②小中一貫教育による魅力ある学校づくりの推進策に位置づけられるものの2つに整理し、過小規模校（複式学級）の発生への対応としては、方策Ⅰ・方策Ⅱ・方策Ⅲ・方策Ⅳを、小中一貫教育による学校づくりの推進としては、方策Ⅴ・方策Ⅵを示し、どの方策を選択すべきかを検討する考え方を示した。

ここで、上記の「方策Ⅲ 中学校と複数の小学校との小中一貫型小学校・中学校化」、「方策Ⅳ 中学校と複数の小学校との義務教育学校化」については、過小規模校（複式学級）対応の方策として整理したが、同時に小中一貫教育の方策であることは言うまでもない。

従って、方策Ⅲや方策Ⅳのような小中一貫型小学校・中学校化、義務教育学校化を実施する際には、一度に当該地域の小・中学校を小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校とする進め方だけでなく、まずは、当該地域の近隣小学校を統合して過小規模校（複式学級）を解消した上で、次の段階として小中一貫教育推進のために当該小学校と中学校を小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校とする漸進的な進め方も考えられる。

このように、体制整備の方策のみならず、どのような行程でこれらの方策を進めていくのかについても複数の選択肢が考えられ、その目的や課題の切迫度等の地域の実情に応じて検討すべきであると考えられる。

お わ り に

本会は、令和3年9月から令和4年8月に渡り津山市の小中学校を取り巻く状況とこれまでの取組による成果と課題を確認しながら、慎重かつ精力的に議論を尽くし、今後の津山市の学校教育のあり方について、その方向性を示すことに努めてきました。

議論の中では、10年先を予測することが困難な時代にあっても、これからの学校教育にどのような子どもの学びを保障し、魅力ある学校づくりを進めていくのか、そして、今後、必ず生じる少子化やそれに伴う学校の過小規模校化への対応、地域とともにある学校の活性化等をどのように図っていくのが重要なポイントとなりました。

とりわけ、子どもの学び合いの場と学校に対する地域住民の思いの双方をいかに考えていくのかについては、大変難しい視点でした。また、今後の課題として、学区のあり方も議論されました。

令和時代を迎え、社会情勢が大きく変化していく中で、魅力ある学校づくりやこれを保障する学校体制の整備を行っていくことは喫緊の課題と言えます。未来を担う子どもたちのために、私たち関係者は、地域と一体となり、最適解を見つけていくことが求められています。

この提言の趣旨を実現するに当たり、津山市教育委員会には、今後、児童生徒・保護者や住民、学校関係者に状況や将来の見通し、本提言の内容等を説明した上で、意見を十分に聴取することを望みます。そして、地域の実態を踏まえ、関係各方面の理解と協力を得ながら、円滑な施策の展開が図られることを本会としては期待しています。

令和4年9月30日

津山市小中学校の将来構想検討委員会

参考（1）

津山市小中学校の将来構想検討委員会 委員名簿

	所属	氏名
委員長	岡山大学学術研究院教育学域 教授（特任）	高塚成信
副委員長	津山市立鶴山小学校 校長 (小学校長会長)	森本宏伸
委員	美作大学 非常勤講師 (退職校長)	宮本有二
	津山教育事務所 次長 (岡山県教育委員会)	神田智弘
	津山市立加茂中学校 校長 (中学校長会)	菅原雅子
	津山市PTA連合会 副会長	櫛田晃稜
	津山市連合町内会 副会長	大山正志
	津山青年会議所 副理事長	松田和也

事務局：津山市教育委員会

所属等	氏名
教育長	有本明彦
教育次長	栗野道夫
教育総務課長	梅原高之
学校教育課長	高岡昌司
学校教育課長補佐	平井広隆
学校教育課主幹	山下啓介

参考（２）

令和３～４年度 津山市小中学校の将来構想検討委員会

審 議 の 経 過

回	開催日	内 容
第１回	令和３年９月２１日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 小・中学校の現状と課題について ・ 今後の予定について
第２回	令和３年１１月１９日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小・中学校の適正規模及び適正配置のあり方に関すること ・ 小中連携について
第３回	令和４年４月１９日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第１、２回の論点整理 ・ 魅力ある学校づくりについて ・ 学区について
第４回	令和４年５月２４日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過小規模校（複式学級）について ・ 小中一貫教育について ・ 義務教育学校について
第５回	令和４年７月４日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校種の比較一覧について ・ 提言書の構成案
第６回	令和４年８月２日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書の原案検討 ・ 小中一貫型小中学校と義務教育学校について
第７回	令和４年８月２６日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書、資料の検討 ・ その他

【 用語解説 】

1 複式学級

2つ以上の学年（年齢）を1つの学級に編成したものである。公立義務教育諸学校の学校編制及び教職員定数の標準に関する法律では、2つの学年の児童生徒で編成する複式学級の児童生徒数の上限を16人としている。（小学校1年生の学年を含む場合上限は8人）

2 標準スコア

全国の平均正答率を50としたときの換算値

3 中1ギャップ

小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすこと。

4 小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が義務教育9年間を一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校。

5 義務教育学校

義務教育9年間を一貫して行う学校で、平成28年度から新設された新しい学校種であり、小学校、中学校等と同様の一条校。義務教育学校は一人の校長と一つの教職員組織であり、教員は小・中学校の両方の教員免許が必要となる。

6 小中一貫教育

小中一貫教育とは、小・中学校の教員が目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すもの。平成27年の学校教育法改正で平成28年度から新たな学校種として制度化された一つの学校としての「義務教育学校」と、組織上は独立した小・中学校が運用で一貫した教育を施す「小中一貫型小学校・中学校」の大きく2形態に分けられる。

7 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と保護者、地域の方々が学校運営協議会委員として学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を推進する仕組み。学校運営協議会を設置している学校をいう。

○地域学校協働本部

地域学校協働本部とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。従来個別の活動を行っていた学校支援地域本部を総合化ネットワーク化した体制であり、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える。

「学校運営協議会」が学校に軸足を置くのに対して、「地域学校協働本部」は地域に軸足を置く。

そして、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が車輪の両輪となり、学校教育目標の具現及び学校を核とした地域づくりを推進することが求められている。

○地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

8 施設分離型

小中一貫教育を実施する学校施設の形態分類の一つであり、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている施設形態のこと。

9 施設一体型

小中一貫教育を実施する学校施設の形態分類の一つであり、小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている施設形態のこと。